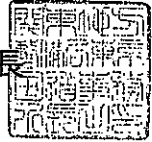




東 国 交 第 7 4 号  
平成18年12月26日

(社) 東京建設業協会長 様

国土交通省関東地方整備局  
東京国道事務所長



「災害時における災害応急対策に関する基本協定」  
の公募について (お知らせ)

拝啓 貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より道路行政ならびに東京国道事務所の業務について、ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年度におきまして、首都直下地震などの大規模地震に備えた管内の被害情報を迅速に収集・把握する「緊急巡回活動に関する協定」を締結し、貴協会加盟各社様に協力して頂いているところでありますが、この度、「災害応急対策に関する基本協定」(以下「災害協定」という)を改定することとなりました。

公共工事においては「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年4月1日)が施行され、工事発注も技術提案の評価結果と価格とを総合的に評価する「総合評価落札方式」が導入されるなど、災害協定についても地域貢献の実績として評価される項目となっております。

つきましては、当事務所と災害協定を締結する希望者を、公平性を確保するため下記の通り公募致しますので、貴協会加盟各社様にお知らせして頂きたくご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 協定の概要

名 称	災害時における災害応急対策に関する協定
期 間	平成19年4月1日から平成21年9月30日まで

2. 主な参加資格

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当しない者であること。
- ② 平成17・18年度一般競争入札参加資格業者のうち、一般土木・維持修繕・アスファルト舗装工事のいずれかに認定されている者であること。
- ③ 東国管内に建設業法に基づく本店・支店または営業所を有すること。
- ④ 平成3年4月1日以降、東京都内で元請けとして完成・引渡し完了した一

般土木・維持修繕・アスファルト舗装工事のいずれかの施工実績を有すること。  
※上記以外は、公募する公示文を参照願います。

3. 主な技術資料の審査項目

- ①災害応急復旧協定または契約の締結状況
  - ②災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況
  - ③災害出動要請時の人員配置状況及び技術力
- ※上記以外は、公募する公示文を参照願います。

4. 手続のスケジュール

- |               |   |
|---------------|---|
| 平成19年1月17日(水) | ・協定締結の公募掲示(事務所ホームページ)<br>・技術資料作成要領の配布開始 |
| 2月16日(金)      | ・技術資料提出期限(※配布開始から30日間)                  |
| 3月20日(金)      | ・協定締結者への通知                              |

5. その他

事務所ホームページ URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/index.html>  
※公募公示はトップページの最新情報に掲載します。

問い合わせ先 東京国道事務所 交通対策課 (篠原・島倉)  
TEL 03-3214-7445 (内線471・478)

◆今回公募し改定する災害協定

- (1) 名称 災害時における災害応急対策に関する協定
- (2) 目的 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予期出来ない災害等において、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所が管理または工事中の施設等が被災し応急対策を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び動員の方法を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 業務内容 協定の業務内容は、所管施設の被害状況の把握と報告、並びに甲の指示する当該被災所管施設の緊急措置、道路啓開及び応急復旧等を実施するものとする。

※上記協定に基づく具体的な内容は以下の通りである。

- 緊急措置… 道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置、また、危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。
- 道路啓開… 緊急車両の通行確保(原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置)を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去や、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。
- 応急復旧… 道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

◆H17.4に各協会と締結した協定

- (1) 名称 大規模地震時における緊急巡回活動に関する協定
- (2) 目的 この協定は、大規模地震時における管内の被害情報を、民間企業の協力を得て迅速な収集を行い、初動時の対応が円滑に実施できることを目的とする。
- (3) 業務内容 東京23区において震度6弱以上(震度5強は事務所長からの要請)の地震が発生した場合に、各社の担当区間の被害状況を確認し、その結果を報告してもらうものである。

※ 今回公募する災害協定とH17.4に協会と締結した協定につきましては、協定内容が異なるものであり、協力を頂ける各社様と東京国道事務所との協定締結となるものです。

ご協力を頂ける各社様の応募をお待ちしておりますので、よろしくお願い致します。